

機関番号：34315

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530091

研究課題名（和文）

「持続可能な発展」法の形成と展開 - 環境レジームと市場メカニズムの相克と調整 -

研究課題名（英文）

The Formulation and Evolution of Sustainable Development Law: Conflicts and Adjustment between Environmental Regime and Market Mechanism

研究代表者

西村 智朗（NISHIMURA TOMOAKI）

立命館大学・国際関係学部・教授

研究者番号：70283512

研究成果の概要（和文）：

本研究では、持続可能な発展を目指す法原則の総体を「持続可能な発展」法と位置づけ、1980年代以降、環境保護の基本理念として支持されてきた同概念の発展過程を検討した。その結果、同概念は、環境保護と経済成長を調和する概念として、国連の開発支援諸活動や多数国間環境協定の中で積極的に位置づけられてきたこと、そして、今日、環境、経済、社会の3分野を統合する概念として、その適用範囲は拡大傾向にあることを明らかにした。他方で、環境保護のための諸制度に市場メカニズムを導入したことから、同概念の法的意味はさらに抽象性を増したことを論証した。

研究成果の概要（英文）：

This research was subject to “sustainable development law” as legal concept to protect global environment, and a survey was made of the process of development on the notion of “sustainable development”, which had been supported as the fundamental principle to protect the environment since 1980s. As the result, it was found that sustainable development was regarded as the concept to reconcile environmental protection with economic development in the actions of the UN and most multilateral environmental agreements. In addition, the survey pointed toward expansion in this concept to integrate environmental, economic and social elements of development. On the other hand, it was clear that legal meaning of this concept became more ambiguous by the introduction of market mechanism into many regimes of the environmental protection.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：国際法

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：国際環境法 持続可能な発展 多数国間環境協定

1. 研究開始当初の背景

本研究の研究対象である「持続可能な発展

（sustainable development）」概念は、1987年の「環境と発展に関する世界委員会報告書

(Our Common Future)」で一般化されてから、1992年のリオ会議で環境保全と経済成長を調和させるスローガンとして打ち出され、その後も2002年のヨハネスブルグ会議において、環境保護、経済発展、社会発展を統合する理念として認知されてきた。また多くの多数国間環境協定においても、基本原則として確認されているほか、WTO設立協定前文に見られるように、貿易レジームにおいても、指導理念としての実行が蓄積されている。また、国際法協会(ILA)が、2002年に持続可能な発展に関する国際法原則(ニューデリー宣言)を決議するなど、国際社会の動向は、学術的にも積極的に評価されてきた。

国連においても国連環境計画(UNEP)や国連開発計画(UNDP)などが、独自に持続可能な発展の実践に関する報告書を作成し、ミレニアム開発目標の一部としても採用されるなど、21世紀における目指すべき社会の目標として普遍的な支持を集めていると言える。

他方で、同概念の多義性については、常に疑問が提起されている。これは、分権化した国際社会で、主権国家および非国家アクター(国際機関、多国籍企業および環境NGO)が、それぞれの立場で同概念を理解し、実践しようと試みているからに相違ない。その結果、同概念は、その場面や発言者によって意義や目的に複数の見解が見られる。

以上のような現状認識を前提として、持続可能な発展を目指す法原則の総称としての「持続可能な発展」法(したがって、この呼称は固有の実定法を意味するものではない)について、冷戦構造崩壊からグローバル化の進展にいたる歴史的な形成過程や「人間の安全保障」をはじめとして開発支援を推進する国連の実行を踏まえた上で、その理論的動向について検証することを試みた。そのために、本研究では、環境レジームと貿易レジームの関係、とりわけ、多数国間環境協定に市場メカニズムに注目する。

2. 研究の目的

本研究は、環境保護のみならず、経済発展、社会発展の統合理念として掲げられる持続可能な発展概念が、どのように形成・発展してきたかを検証し、グローバル化の進展の中で、国際環境レジームの内部および国際貿易レジームとの調整機能をいかに果たしうるかについて検討することを目的とする。

特に3年間の研究期間で、(A)「持続可能な発展」法の形成過程における歴史的展開の検証、および(B)同概念を支える法原則を、国際環境法の分野から抽出すると共に、必要に応じて、国際経済法の分野も射程に含める。その上で、各レジーム間の相違や、主要アク

ターの対立構図に留意しながら、環境保全、経済発展、社会発展(人権)の統合概念としての持続可能な発展の法的意義を検討することを目的とする。

「持続可能な発展」法に関する研究は、欧米の研究期間や環境NGOを中心に研究が進められているが、まだ萌芽的なものに留まっている。本研究は、「持続可能な発展」概念を、法理論及び国際レジームにおける実践といった観点から検討すると同時に、これまでほとんど行われてこなかった「同概念の形成過程と発展途上国の発展に関する主張(新国際経済秩序及び発展の権利など)の関連性」に注目することにより、これまでにない独自の視点から同概念の意義と課題について検討できると位置づけられる。

3. 研究の方法

(1)上記の(A)および(B)を分析するために、一次資料である国連文書(国連総会、経済社会理事会、UNEP、UNDP、持続可能な発展委員会など)を収集し、また既存の文献に加えて、国連のミレニアム開発目標やグローバル・コンパクトに関する文献、さらに多数国間環境協定に関する文献を収集して、検討した。この作業には、京都国連寄託図書館のほか、国連大学で資料収集を行った。また資料整理やデータベース化のために、研究補助(アルバイト)を活用した。

(2)また気候変動条約(COP14, 15および16)および生物多様性条約(COP9および10)の各締約国会議にNGOの一員として参加し、資料収集の他、実務家、研究者、NGOメンバーと貴重な意見の交換を行った。ただしこの外国出張は別の研究費による出張と併せて行ったため、本科研で予定していた出張費は、追加の文献収集の他、国内の研究者へのヒアリングや東京での資料収集に活用した。

(3)より具体的には、1972年の国連人間環境会議(ストックホルム会議)から1992年の国連環境発展会議(リオ会議)および持続可能な発展に関する世界サミット(ヨハネスブルグ会議)までの国連会議を経て、多くの国際文書の中で支持されてきた持続可能な発展概念の意味内容の拡大傾向について検証した。また気候変動条約制度(京都議定書およびポスト京都レジームの議論を含む)と生物多様性条約(カルタヘナ議定書および遺伝資源の配分レジームを含む)における持続可能な発展概念の実効性について検討した。その際に両条約制度の相互関連性、特に締約国会議および事務局の活動について注目した。

最後に国際裁判(国際司法裁判所や仲裁裁

判所のほかに WTO 紛争解決手続を含む)における持続可能な発展概念の評価について分析し、当事国の主張や裁判判決から、国際環境法における同概念への理解や法的評価について検討することにより、「持続可能な発展」法の方向性について理論的考察を試みた。

4. 研究成果

(1)初年度(2008 年度)は、「持続可能な発展」概念の歴史的経緯を検討するため、特に『*Our Common Future*』以前の国際環境法形成期に注目して、分析を行った。その結果、1960年代から70年代にかけて新独立国が積極的に展開した新国際経済秩序(New International Economic Order)や「発展の権利」の主張の中との関連性を見つけることができた。この結果に加えて、報告書採択以降の国連での同概念の評価、とりわけリオ会議からミレニアム開発目標採択に至る同概念の見方に注目する必要を認識した。

また、持続可能な発展概念を支える法原則を、多数国間環境レジームと国際貿易レジームのそれぞれから抽出し、その実定法化や規範化の現状を検証するために、主要な国際環境法の文献および関連する国際機関の公式文書を収集した。特に生物多様性条約(カルタヘナ議定書を含む)の関連文献を中心に収集したが、これまで研究を行ってきた気候変動条約(京都議定書を含む)と密接な関連性を持つことが明らかになり、その問題に関して両条約の締約国会議がリエゾン・グループ(Liaison Group)を形成するなどして、相互に重要な役割を果たしていることがわかった。

(2)次年度(2009 年度)は、1990 年代以降の「持続可能な発展」法の動向と「持続可能な発展」に関する主要アクターの基本的立場の理解に関する分析を行った。

特に「持続可能な発展」法の動向に関連して、気候変動条約締約国会議第15回会合(コペンハーゲン)におけるポスト京都議定書をめぐる国際交渉についての検討と生物多様性条約における遺伝資源へのアクセス及び公正かつ衡平な利益配分に関する国際レジームの現状についての分析を行った。両条約は、1992年リオ会議を期に採択された条約であり、同概念を基本理念に据えている点でも共通点が見られる。前者については、京都議定書後の国際制度について、持続可能な発展の達成支援を条件とするクリーン開発メカニズムの制度の再考が必要であることを再認識した。後者については、2010年のCOP10(名古屋)での新議定書採択の動向を踏まえつつ、実効性のあるレジームの構築にはなお課題が残されていることについて論文にま

とめた。なお上記の検討の過程で1990年以降も2000年のミレニアム・サミットを契機として国連及び関連会議・関連機関における持続可能な発展概念の理解に変化が見られるとする見解があることがわかった。

次に主要アクターの基本的立場の理解に関しては、上記の分析の過程で同概念の法制化に積極的な欧州連合と消極的な米国の立場の違いはかなり鮮明になった。また持続可能な発展概念を開発計画の基本方針に置く途上国と環境法の基本原則とする先進国の認識の違いもかなり明確となった。

(3)最終年度(2010 年度)は、持続可能な発展概念と密接に関連する多数国間環境協定の立法プロセスを検討するとともに、3か年の最後の研究年度として、これまでの研究の総括を行った。

名古屋議定書については、昨年度検討したボン・ガイドラインおよび国際レジームの要請に引き続き、2009年以降の議定書起草プロセスについて、一次資料を用いて分析した。また名古屋で開催された第10回締約国会議(COP10)に出席し、実務担当者や環境NGOから貴重な情報を収集した。その結果、同議定書採択後も、国際貿易レジームであるWTO、特にTRIPs協定との抵触の問題が生じうることを指摘した。また、気候変動枠組条約を素材として、多数国間環境協定の締約国会議の活動について、国連学会の研究大会で報告をおこなった。そこでは、締約国会議が非国家アクターとしての企業と連携し、市場原理を積極的に活用しようとしている現実を指摘すると共に、そこに存在する課題を指摘した。

(4)上記の研究にこれまでの成果を踏まえた本科研全体の総括として、国際法学の立場から見た持続可能な発展概念の展開について、多数国間環境協定の立法と国際判例の分野から検討し、同概念の規範的意義について分析をおこない、「持続可能な発展法」の意義と課題について論文をまとめた。ただし、同論文は記念論文集の編集上の事情により、本報告書作成時にはまだ未発行である(2011年秋出版予定)。

2012年には「持続可能な発展に関する国連会議(Rio+20)」の開催が予定されており、持続可能な発展概念の重要性は今後もなお強調される傾向にある。その結果「持続可能な発展」法をどのように実施していくかが焦点となるが、同概念の曖昧性に加えて、それぞれの条約における実施体制や国際機関相互の調整、市場メカニズムの活用の評価など、懸案事項も残されている。これらの課題についてさらに研究を継続させていく必要性を認識した。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

西村智朗「現代国際法と持続可能な発展」
松田竹男他編『現代国際法の思想と構造』(東信堂) 2011年秋刊行予定(査読無し)

西村智朗「遺伝資源へのアクセスおよび利益配分に関する名古屋議定書 - その内容と課題 - 」『立命館法学』333=334号(2011年) 1105-1133頁(査読無し)

西村智朗「生物多様性条約における遺伝資源へのアクセスおよび利益配分：現状と課題」『立命館大学国際関係論集』22巻3号(2010年) 133-152頁(査読無し)

西村智朗「グローバル化と環境規制 - 多数国間環境協定の現状と課題」中島茂樹・中谷義和編『グローバル化と国家の変容(グローバル化の現代 - 現状と課題第1巻)』(御茶の水書房・2009年) 185-212頁(査読無し)

西村智朗「京都メカニズム再考」『名古屋大学法政論集』224号(2008年) 55-100頁(査読無し)

西村智朗「持続可能な発展原則」環境法政策学会編『温暖化防止に向けた将来枠組み - 環境法の基本原則とポスト2012年への提案』(商事法務・2008年) 138-145頁(査読無し)

[学会発表](計3件)

西村智朗「生物多様性条約における遺伝資源の取得と利益配分」土曜講座講演(2010年7月24日・立命館大学衣笠キャンパス)

西村智朗「国連のイニシアティブ」日本国際連合学会・2010年研究大会・テーマ『地球温暖化防止への義務と実行』(2010年6月26日・南山大学名古屋キャンパス)

西村智朗「ポスト京都議定書」EU地域セミナー(2009年11月8日・立命館大学衣笠キャンパス)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西村 智朗 (NISHIMURA TOMOAKI)
立命館大学・国際関係学部・教授
研究者番号：70283512